八十五　腹腔鏡下膀胱内手術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
膀胱尿管逆流症又は巨大尿管症
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　泌尿器科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　泌尿器科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　麻酔科標榜医が配置されていること。
④　臨床工学技士が配置されていること。
⑤　病床を二十床以上有していること。
⑥　当直体制が整備されていること。
⑦　緊急手術体制が整備されていること。
⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑪　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

八十六　腹腔鏡下根治的膀胱全摘除術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
浸潤性膀胱がん
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　泌尿器科専門医であること。
③　当該療養について二年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　泌尿器科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　麻酔科標榜医が配置されていること。
④　臨床工学技士が配置されていること。
⑤　病床を二十床以上有していること。
⑥　当直体制が整備されていること。
⑦　緊急手術体制が整備されていること。
⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑪　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一　頸部内視鏡手術　甲状腺濾胞腺腫、腺腫様甲状腺腫、バセドウ病又は原発性上皮小体機能亢進症
二　経皮的骨形成術　有痛性悪性骨腫瘍
三　化学療法に伴うカフェイン併用療法　悪性骨腫瘍又は悪性軟部腫瘍
四　胎児尿路・羊水腔シャント術　胎児閉塞性尿路疾患
五　筋過緊張に対する筋知覚神経ブロック治療　ジストニア、痙性麻痺その他の局所の筋過緊張を呈するもの
六　経皮的肺がんラジオ波焼灼療法　原発性又は転移性肺がん（切除が困難なものに限る。）
七　経皮的乳がんラジオ波焼灼療法　早期乳がん（切除が困難なものに限る。）
八　経皮的腎がんラジオ波焼灼療法　原発性又は転移性腎がん（切除が困難なものに限る。）
九　内視鏡下甲状腺切除術　甲状腺乳頭癌
十　CT透視ガイド下経皮的骨腫瘍ラジオ波焼灼療法　転移性骨腫瘍（既存の治療法により制御不良なものに限る。）又は類骨腫（診断が確定したものに限る。）
十一　下肢静脈瘤　血管内レーザー治療法　一次性下肢静脈瘤
十二　胎児胸腔・羊水腔シャントチューブ留置術　原発性胎児胸水又は肺分画症による続発性胎児胸水（胎児水腫又は羊水過多であって、胸腔穿刺後に速やかな胸水の再貯蓄が認められるもの（妊娠二十週以上三十四週未満のものに限る。）に限る。）
十三　腹腔鏡下センチネルリンパ節生検　早期胃がん
十四　副甲状腺内活性型ビタミンDアナログ直接注入療法　二次性副甲状腺機能亢進症（維持透析を行っているものに限る。）
十五　ラジオ波焼灼システムを用いた腹腔鏡補助下肝切除術　原発性若しくは転移性肝がん又は肝良性腫瘍
十六　根治的前立腺全摘除術における内視鏡下手術用ロボット支援　前立腺がん
十七　内視鏡下手術用ロボットを用いた冠動脈バイパス手術（一箇所のみを吻合するものに限る。）　虚血性心疾患
十八　パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びにS－1内服併用療法　腹膜播種又は進行性胃がん（腹水細胞診又は腹腔洗浄細胞診により遊離がん細胞を認めるものに限る。）
十九　経カテーテル大動脈弁留置術　重度大動脈弁狭窄症（弁尖の硬化変性に起因するものに限る。）

**○厚生労働省告示第百五号**

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第七条第三項の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に存するこの告示による改正前の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式様式第三及び様式第五に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十二年三月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭